

## 吹田市ひとり親家庭等日常生活支援事業業務委託事業者募集要項

### 1 業務内容等

#### (1) 委託業務名

吹田市ひとり親家庭等日常生活支援事業業務

#### (2) 業務の概要

母子家庭、父子家庭、寡婦及び離婚調停中など離婚前の困難を抱える母又は父（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行います。

#### (3) 業務の仕様

「吹田市ひとり親家庭等日常生活支援事業業務仕様書」のとおり

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (5) 契約書案

「業務委託契約書（案）」のとおり

### 2 応募資格

次の要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 吹田市内に事業所があり、かつ、利用者の派遣要望に応えることができるスタッフ（派遣ヘルパー）を有するなど、本事業の適切な運営が確保できると認められる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている者（訪問系サービスに限る。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている者又は同等の援助が提供できる事業者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき又は更生再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者
- (5) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者。また同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (6) 本事業に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守できる者

### 3 委託料

委託料については、単価契約（実績払）とし、以下の単価（事務費を含む。）とします。

支援区分	時間帯 区 分	時 間 帯	1時間あたりの単価		
			利用者区分A	利用者区分B	利用者区分C
生活援助	日 中	8時から18時まで	4,400円	4,250円	4,100円
	早 朝	7時から8時まで	5,500円	5,350円	5,200円
	夜 間	18時から22時まで			

### 4 利用者負担額

事業者が利用者から徴収する利用者負担額は、以下の単価とします。

支援区分	1時間あたりの単価		
	利用者区分A	利用者区分B	利用者区分C
生活援助	0円	150円	300円

### 5 申請手続き等

下記により、申請書及び添付書類を1部提出してください。

#### (1) 提出書類

- ア 吹田市ひとり親家庭等日常生活支援事業業務委託事業者申請書
- イ 吹田市ひとり親家庭等日常生活支援事業業務委託事業者申請にかかる誓約書
- ウ 事業者の概要
- エ 定款、寄附行為又はこれに類する書類
- オ 指定書の写し（指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合）
- カ 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表

なお、ウ・エ・オについては、過去に本事業の応募時に提出し、提出時と変更がない場合は添付を省略できます。

#### (2) 提出期間

随時受付しています。（土日・祝日・年末年始を除く、9時から17時30分まで）

#### (3) 提出先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市児童部子育て給付課ひとり親家庭支援担当（低層棟2階218番窓口）

電話 06-6384-1471（直通）

### 6 審査及び契約

提出書類により審査を行い、事業を委託することが適当と認められる事業者を受注者と決定し、契約を締結します。